

令和3年7月9日

各 位

最高裁判所事務総局広報課

安浪亮介最高裁判所判事及び渡邊恵理子最高裁判所判事の
就任に伴う記者会見における写真取材について

標記の取材については、下記の要領で行ってください。

記

1 日 時

令和3年7月16日（金）午後2時

2 場 所

最高裁判所大応接室

3 取材方法

- (1) カメラは代表撮影とします（スチルカメラ1台、ビデオカメラ1台（補助者は1名とします。））。
- (2) 撮影は、スチルカメラ及びビデオカメラとともに、各判事の着席後から記者会見の第1問終了まで行なうことができます。
- (3) 録音は、記者会見の第1問の部分に限り行なうことができます（記者の備忘のための録音は引き続き行なうことができます。）。
- (4) 撮影位置は、別紙図面に表示したとおりです。
- (5) 大応接室以外での撮影は、一切できません。
- (6) 三脚を使用することはできますが、脚立は使用しないでください。
- (7) 当日は、安浪新最高裁判事、渡邊新最高裁判事の順で記者会見が行われる予定ですので、安浪新最高裁判事の記者会見における撮影が終了した後は、取材カメラマンは、一旦、カメラ、マイク等を撤収し、記者会見場から退出してください。
- (8) 取材中及び取材後に退室する際は、静粛かつ円滑に行われるよう広報課員の指示に従ってください。
- (9) 取材に当たっては広報課員の指示に従ってください。

4 集合時刻等

- (1) 取材カメラマンは、午後1時30分までに裁判所西玄関にお集まりください。広報課員の誘導があるまでは西玄関（車両で入庁された場合には、駐車スペース内の車中）で待機してください。
- (2) ビデオカメラは、午後1時55分までにセットアップしてください。
- (3) カメラマン及びその補助者等は、必ず自社腕章を着用してください。
- (4) 撮影が終了した後、カメラマン等は、記者会見場から退室してください。

5 その他

- (1) 新型コロナウイルスの感染防止策として、マスクの着用や手指のアルコール消毒等の予防措置にご協力ください。
- (2) 車両は必ず社旗を付け、当庁西門から出入りし、駐車は西玄関駐車場を使用してください。

4 F 大 応 接 室

